

本書の使い方

本書は、過去の本試験問題をテキストに出てくる順に掲載してありますので、テキストを前から読みながら、問題演習することができます。

章がまたがる問題については、原則として、後ろの章に掲載しました。
すべての問題について、

難易度を表示しました。

- A..... やさしい問題でとりこぼしのできない問題
- B..... ややむずかしいがとらなければならない問題
- C..... かなりむずかしいが50%ぐらいの確率で解ける問題
- D..... 超難問で誰も解けないので演習不要の問題

解答時間の目安を表示しました。

出題年次を明示しました。

Q1-1

難易度

A

時間の目安

10秒

出題年

H28 冬-3-1

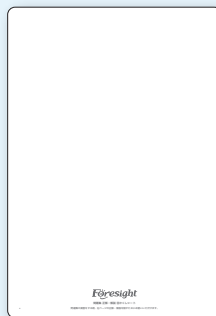
保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所から診療、薬剤の支給を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

この問題は、やさしい問題で、解答時間の目安は10秒、平成28年冬に実施された、第3問1番の問題であることを示します。

正解は、解答解説ページの下側に配置し、文字の濃度を薄くして、演習中に見えにくいようにしました。同様の配慮により、解説文の中でも、×など一瞬にして正誤がわかる文字は、使用しないようにしました。

正解 A1-1 × A1-2 ○ A1-3 ×
A1-4 ○

解答解説ページを見ないようにするためには、受講ガイドにはさんであります「目隠しシート」をお使いください。



問題演習の取り組み方

問題演習はあくまでも実力アップのために取り組むものです。単に答えがあっているかどうかだけでなく、答えを導くまでの過程が大切です。ですから、以下のよう実践してみてください。

フォーサイト演習ノートをご活用ください。1つの選択肢ごとにそれぞれ理由を書きながら解いてください。時間がかかりますが確実に実力がアップします。特に誤りだと思った選択肢については、ただ漠然と誤りだと判断するのではなく、「どの部分が誤りで、そこをどのように訂正すると正しい内容になるのか」を書き出すようにしましょう。問題集は何回も繰り返し学習するため絶対にボールペン等で書き込みをしないようにしてください。また、鉛筆を使用する場合でも強く書くと跡が残りますので、注意しましょう。

最初のうちは時間がかかると思いますが、徐々に解くスピードが速くなりますので、時間を気にしないようにしてください。

終了後解説を確認して答えあわせをしてください。この際、以下のことを守ってください。

重要だと思うことはテキストの余白に書き込んでください。

答えあわせにおいて重要なことは答えが正しいかどうかではなく、自分の考えたプロセスが正しいかどうかです。自分のノートと解説をよく見比べてください。

答えあわせの後、次回演習の目安とするため問題に ・ ・ ×のいずれかを記入してください。

..... 正解し、理解しているので再学習不要
..... 正解だが考え方が不安なので再度学習
× 不正解、理解していない

1 X 10月1日 Time 2分45秒 2 △ 10月2日 Time 2分10秒 3 O 10月4日 Time 1分30秒 4 月日 Time 分秒 5 月日 Time 分秒

以上の方法により、過去問を3回以上繰り返してください。なお、2回目以降は前述の ・ ・ ×の記載のある問題を中心に演習しましょう。

受講生から、よく「私は同じ問題を何度も同じ箇所間違えるのですが」と相談を受けます。人間誰も同じ過ちを繰り返すものです。間違えた問題には根気をもって何度も挑戦してみてください。

医療保険制度等

Q1

以下の問題について、正しいものには○、間違っているものには×をつけなさい。

Q1-1

難易度 C 時間の目安 10秒 出題年 H28 冬-3-1

保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所から診療、薬剤の支給を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

A1-1

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
	Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒

(テキスト03、健康保険法第87条第1項)

Q1-2

難易度 C 時間の目安 10秒 出題年 H29 夏-1-1

健康保険の被保険者(任意継続被保険者を除く)の資格については、適用事業所に使用されるに至った日から被保険者の資格を取得し、その事業所に使用されなくなった日から被保険者の資格を喪失する。

A1-2

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
	Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒

その事業所に「使用されなくなった日から」ではなく「翌日」になります。
(テキスト01、テキスト03、健康保険法第35条及び第36条)

Q1-3

難易度 B 時間の目安 10秒 出題年 H29 夏-1-3

健康保険法における高額療養費の対象となる療養に要した費用の額には、食事療養及び生活療養に要した費用が含まれる。

A1-3

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
	Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒

食事療養及び生活療養に要した費用は、高額療養費の対象となりません。
(テキスト01、テキスト03、健康保険法第115条)

Q1-4

難易度 A 時間の目安 10秒 出題年 H29 夏-1-4

健康保険法において、被扶養者が6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合の家族療養費の給付割合は、当該被保険者の所得の額に係わらず一律100分の80である。

A1-4

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
	Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒

(テキスト03、健康保険法第110条第2項第1号)

正解 A1-1 ○ A1-2 × A1-3 ×
A1-4 ○